

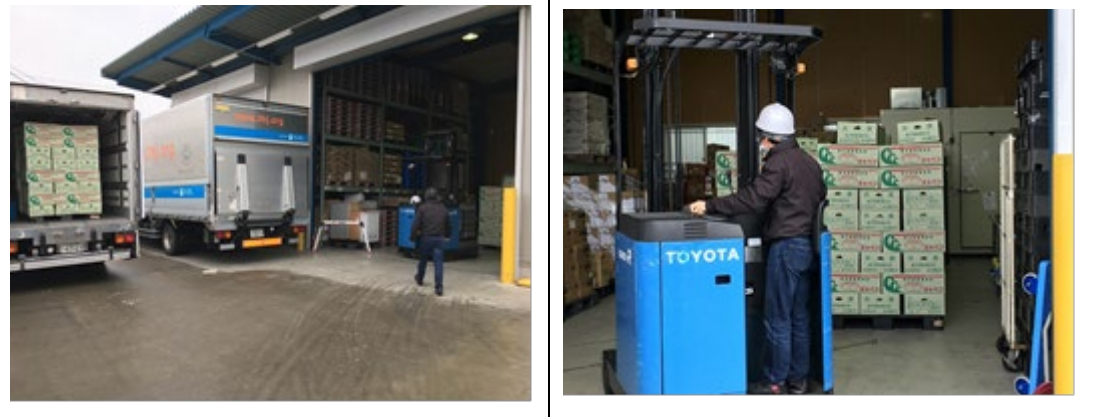
フードバンクへの無償提供の取り組み

1. 概要

JAグループでは、野菜価格低落時に際して実施する緊急需給調整事業（市場隔離）を活用し、フードバンクへの無償提供（有効利用用途）に取り組んでいる。

2. 提供実績

(1) セカンドハーベスト・ジャパン／埼玉・八潮倉庫

時期	品目	実施団体	数量
令和2年3月	キャベツ	全農千葉県本部	5 t
			

セカンドハーベスト・ジャパンでは、3月4日、「産直キャベツデー in 八潮」と銘打ち、事前に連絡していた各支援先団体、NPOなど9団体に寄贈されたキャベツを引き渡すとともに、セカンドハーベスト・ジャパン東京本部（台東区浅草橋）へも一部移送し、食の支援を必要とする各種団体、福祉施設、NPO、生活困窮家庭、個人の方々などへの幅広い支援に有効活用された。

(2) セカンドハーベスト・ジャパン／東京・浅草橋倉庫

時期	品目	実施団体	数量
令和2年7月	レタス	全農長野県本部	1 t
			

セカンドハーベスト・ジャパンでは、3パレットのうち2パレット分は生活困窮家庭・個人の方々などへの支援に、1パレット分は埼玉・八潮倉庫向けに配送され食の支援を必要とする各種団体等の支援に有効活用された。

3. 提供にむけた条件整備、事前準備等

(1) 条件整備

農林水産省、国税庁等がこれまでに整理したフードバンク提供にかかる手引き等をふまえて、提供の枠組みを検討するなかで、青果物の無償提供に際して、付随的に生じる生産者、JA 関係者等の輸送費用等をはじめとする費用全般の取り扱いについて税務上の疑義が生じたため、本会および農林水産省園芸作物課は、国税庁への照会を行い、野菜の生産者、農協および各出荷団体が緊急需給調整事業として行う野菜の無償提供に要する費用については寄附金以外の費用としてその提供時の損金の額に算入できる旨を確認した。

(照会結果：別添のとおり)

また、国税庁への照会の過程で、需給調整事業を活用し、フードバンクへの提供を行う際の JA 関係者の対応や流れについて、整理する必要が生じたことから関係要領の作成を行った。

(2) フードバンクとの契約締結

上記(1)と並行し、本会では日本国内で特に広いネットワークを有する、セカンドハーベスト・ジャパンを皮切りに、各県域で繋がりがあるフードバンク組織と、契約(食品等の提供・譲渡にかかる覚書)の締結を行っている。

※無償提供の取り組みに関しては、「換価・転売しない」等を担保するため、事前の覚書締結が必須であり、基本的に国が作成した覚書のひな形が活用されている。

○本会との契約締結先

【全農】

フードバンクかながわ、セカンドハーベスト・ジャパン、
福岡県フードバンク協議会

(3) 提供にむけた事前準備

時期の目安	内容
2週間前まで	<ul style="list-style-type: none"> ○提供先に提供意向を伝達 ○提供に関する各種条件等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・受入可能数量、 ・容量・荷姿 (DBで良いか)、 ・受入可能日時 ・荷降環境 (搬入車両トン数制約、荷降は誰が行うのか・リフト

	の有無) ・受入環境(倉庫の容量・温度帯・空き具合・降車環境等)、 ・輸送方法(積載可能数量、車両形態、経路等)、 ・パレット必要有無(プラかつ等枚交換の必要があるか)等
10日前まで	・提供日時、数量、提供方法の決定・連絡

4. 今後の展望

緊急需給調整事業は、過去「もったいない議論」によって、必要時に円滑な運用ができない状態が生じた経過もあるように、消費者・消費地の視点を配慮した運用が必要である。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が、令和元年10月1日に施行され、国内でも子ども食堂や、フードバンクに関する取り組みが社会的関心を集めている中、JAグループの園芸事業においても、食品ロス抑制に資するよう、積極的な連携を図っていく必要がある。

以上

[ホーム](#) / [法令等](#) / [文書回答事例](#) / [法人税](#) / 緊急需給調整事業における野菜の無償提供に係る費用の取扱いについて

(別紙)

2生産第489号
令和2年6月8日

国税庁課税部審理室
審理室長 北村 厚 殿

農林水産省生産局
園芸作物課長 佐藤 紳

緊急需給調整事業における野菜の無償提供に係る費用の取扱いについて

1 照会の趣旨

近年、異常気象の頻発等により野菜の作柄変動が激しくなり、大幅な価格の低落又は高騰が増加しているため、緊急需給調整事業を迅速かつ適切に実施し、円滑な出荷量の調整を通じた価格の安定化を図ることで、生産者の経営の安定化と消費者への安定供給を実現していく必要があります。

一方、緊急需給調整の一つの手段である土壌還元について、食品として利用しない性質上、もったいない等の社会的な批判を招き易いため、食品として最大限の活用を図った上で実施することが、社会的な理解を得る上でも重要となっています。

さらに、近年、企業等から食品の無償提供を受け、こども食堂等の福祉施設等へ効率的に食品を提供するフードバンクが確立し、野菜等の生鮮食品の取り扱いも始めていることから、こうしたフードバンク等の福祉団体への提供が有効利用用途（需給調整として行われる食品以外の用途又は社会福祉等を目的とした施設などで使用すること等をいいます。）として効率的かつ望ましい活用方法であると考えられます。

このような状況の下、緊急需給調整事業の市場隔離（有効利用用途分として行われる野菜の無償提供）において生産者、農協及び各出荷団体が負担する費用の法人税法上の取扱いにつき、次のとおり解して差し支えないか、ご照会申し上げます。

2 照会事項

内国法人である野菜の生産者、農協及び各出荷団体が、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領に定める生産出荷団体緊急需給調整事業（以下「緊急需給調整事業」といいます。）として行う野菜の無償提供に要する費用については、寄附金以外の費用として、その提供時の損金の額に算入することができます。

3 照会に係る取引等の概要

(1) 緊急需給調整事業について

農林水産省では、野菜の需給動向にかんがみ、需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組みを助長することにより、野菜の需給均衡を総合的に推進するとともに、特に需給の安定を図る野菜について、価格変動に対処するための緊急需給調整を実施すること及び供給の確保を図ることにより、野菜全体にわたり需要に見合った安定的な供給を確保し、もって価格の安定を図ることを目的として「野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領」（以下「実施要領」といいます。）を定めています。

緊急需給調整事業とは、実施要領に定める「登録出荷団体等」や「共同出荷組織等」に該当する野菜の生産者や出荷団体等が、重要野菜（注1）及び調整野菜（注2）についての供給計画を作成し、登録出荷団体等にあつては重要野菜又は調整野菜の卸売価格、共同出荷組織等にあつては重要野菜の卸売価格が著しく低落し、若しくは低落するおそれがあると見込まれる場合又は著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると見込まれる場合には、相互に協議して、産地調整や加工用販売又は市場隔離などの緊急需給調整を実施する事業をいいます。

(注1) 重要野菜とは、春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいをいいます。

(注2) 調整野菜とは、春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、秋夏レタス及び冬レタスをいいます。

(2) 市場隔離を行う野菜の有効利用について

緊急需給調整事業として行われる市場隔離には、供給過剰により廃棄予定となった野菜を土壌に鍍き込む等の土壌還元が含まれますが、食品として利用しない性質上、もったいない等の社会的な批判を招き易いという問題があります。

そこで、農林水産省としては、市場隔離を行う野菜の有効利用用途として、フードバンク等の福祉団体へ無償提供を行う仕組みを設けています。

具体的な仕組みは、次のとおりです。

(緊急需給調整事業に係る団体等)

全国生産出荷団体（以下「全農本所」といいます。）、生産者、農協及び県出荷団体（県農協・県連・全農各県本部・商協連等を指し、以下「県団体」といいます。）は、農林水産省の関係通知等に基づいて、緊急需給調整事業の円滑な実施を図ることとされています。

(無償提供される野菜)

ア. 提供される野菜については、生産者のほ場等において、供給過剰時に行われる土壌還元により廃棄予定のものの一部から確保されることとなります。

イ. 食品として利用されることを踏まえ、提供される野菜については、生産者、農協、県出荷団体の各段階において、通常の生産・出荷と同等の食品衛生法その他関連する法令を踏まえた品質・衛生管理が行われます。

ウ. 農協は、野菜を提供した生産者の氏名及び提供した野菜の種類・数量、県団体は、提供した野菜の種類・数量について記録を保管することとなります。

(無償提供の実施)

無償提供の実施に当たっては、全農本所から通知される内容（指図書）（注3）に基づき、生産者から農協、農協から県団体、県団体からフードバンク等の福祉団体というように各団体を經由して野菜が提供されます。

提供に当たって発生する費用は、原則として、通常の生産・出荷の際に発生する費用を負担する者が負担することとなります。

なお、それぞれにおいて発生する費用の例は、次のとおりです。

【生産者】収穫容器（段ボール代等）、農協拠点までの輸送費用、収穫に係る人件費

【農協】農協拠点での冷蔵庫代、都内市場までの輸送費用、対応調整に係る人件費

【県団体、全農本所】福祉団体までの輸送費用、対応調整に係る人件費

(注3) 全農本所は、農林水産省生産局の指導の下、事前に福祉団体の受け入れ体制、希望事項について確認を行うとともに、県団体の提供体制、希望事項等について十分な調整を行うこととされています。

(福祉団体との合意締結)

県団体は、無償提供の実施に当たっては、事前に福祉団体との間に「食品等の提供・譲渡に関する合意書」を取り交わすこととなります。（県団体のうち、全農各県本部については、全農本所が代表して取り交わしを行います。）

また、県団体は、全農本所との事前調整時に、対応の趣旨及び締結した合意書の内容について、本事業の対象となる農協に周知を行い、周知を受けた農協は関係する生産者に対して周知を行うこととなります。

4 照会者の求める見解となること理由

(1) フードバンクへ食品を提供した場合の取扱い

一般的に、法人が資産（食品）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません（法人税法第37条）。

一方で、フードバンクへの食品の提供に関しては、農林水産省が公表した「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」を参考にして、食品提供者とフードバンクの間に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告などのルールを定めた合意書を取り交わすことにより、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されている場合には、その取引は実質的に商品廃棄の一環で行われる取引であり、その提供に要した費用は寄附金以外の費用として取り扱うことができることとされています。

(2) 市場隔離の有効利用用途として行われる野菜の無償提供に要する費用について

緊急需給調整事業は、野菜の需給均衡を総合的に推進し、特に需給の安定を図る野菜の価格変動に対処するために実施する事業ですが、その一手段である市場隔離は、農林水産省の指導の下、全農本所から通知される指図書に基づいて、生産者、農協、県団体が一体となって、廃棄予定の野菜を福祉団体へ無償提供するものです。

無償提供に当たっては、県団体が福祉団体との間に「食品等の提供・譲渡に関する合意書」を取り交わし、提供された食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告などのルールを定めて、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されています。

したがって、本件の野菜の無償提供は、実質的に廃棄処理の一環で行われる取引と考えられます。

また、無償提供に当たって、生産者以外の者（農協、県団体及び全農本所）が負担することになる費用（冷蔵庫代、輸送費用、人件費等）は、重要野菜等の豊作・供給過剰・価格低迷を受けた緊急需給調整事業として市場隔離である有効利用用途を行う場合に発生する費用であり、市場の円滑な出荷量の調整を通じて価格の安定化を図るために、緊急需給調整事業に係る団体等が負担すべき費用と考えられます。

加えて、それぞれの者が負担する費用は、原則として、通常の生産・出荷の際に発生する費用をそれぞれが負担することとしていますが、これは、無償提供に当たって通常の野菜の物流ルートを活用し、効率的に提供を行うことで、緊急需給調整事業のために発生するコストを最小限に抑えることを理由としています。

以上のことから、内国法人である野菜の生産者、農協及び各出荷団体が、緊急需給調整事業として行う野菜の無償提供に要する費用については、寄附金以外の費用として、その提供時の損金の額に算入して差し支えないものと考えられます。

[ホーム](#) / [法令等](#) / [文書回答事例](#) / [法人税](#) / [緊急需給調整事業における野菜の無償提供に係る費用の取扱いについて](#)

緊急需給調整事業における野菜の無償提供に係る費用の取扱いについて

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等用)

〔照会〕

照会者	① (フリガナ) 団体の名称	(ノウリンスイサンショウ) 農林水産省 (法人番号 5000012080001)
	② (フリガナ) 総代又は法人の代表者	(セイサンキョク エンゲイサクモツカチョウ サトウ シン) 生産局 園芸作物課長 佐藤 紳
照会の内容	③ 照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容)	別紙の1及び2のとおり
	④ 照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙の3のとおり
	⑤ ④の事実関係に対して照会者の求める見解となること理由	別紙の4のとおり
⑥	関係する法令条項等	法人税法第37条
⑦	添付書類	

〔回答〕

⑧	回答年月日	令和2年6月15日
⑨	回答者	国税庁課税部審理室長
⑩	回答内容	<p>標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。</p> <p>ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) この文書回答は、ご照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) この回答内容は国税庁としての見解であり、個々の納税者の申告内容等を拘束するものではありません。</p>

[このページの先頭へ](#)[ホーム](#) / [法令等](#) / [文書回答事例](#) / [法人税](#) / [緊急需給調整事業における野菜の無償提供に係る費用の取扱いについて](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)